

梅ヶ枝中央会計

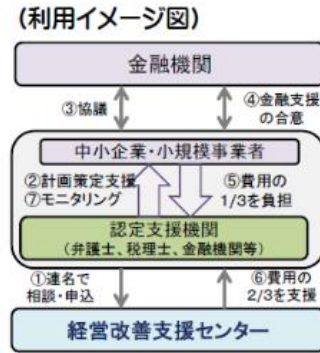
事業計画策定に関する公的補助(平成 27 年 2 月 5 日更新)

Q 事業計画を策定するにあたり、公的な補助はありますか？
 A 申請受付期間が平成 26 年度末(2015/3/31)迄の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」があります。従来は条件変更先等に限定されていましたが、2013/12/13 に一定の条件のもと、新規融資にも対応するよう改正されております。
 また、平成 27 年 2 月 5 日に運用の見直しがなされ、利用申請受付期限が平成 27 年度以降についても利用が可能となり、医療法人も新たに支援対象となりました。

1. 改善計画策定支援事業とは

税理士、会計士等、国が認める専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画書を策定する場合、専門家に対する支払費用の 2/3 を負担する事業。

経営改善支援センターが、3 分の 2(上限 200 万円)を負担。



2. 2013/12/13 の改訂のポイント

事業者及び認定支援機関双方における制度の使い勝手の向上を図る観点等から運用に見直しをしています。

特に、**条件変更先でなくても利用することが可能**となり、**新規融資のみも対象**となっています。

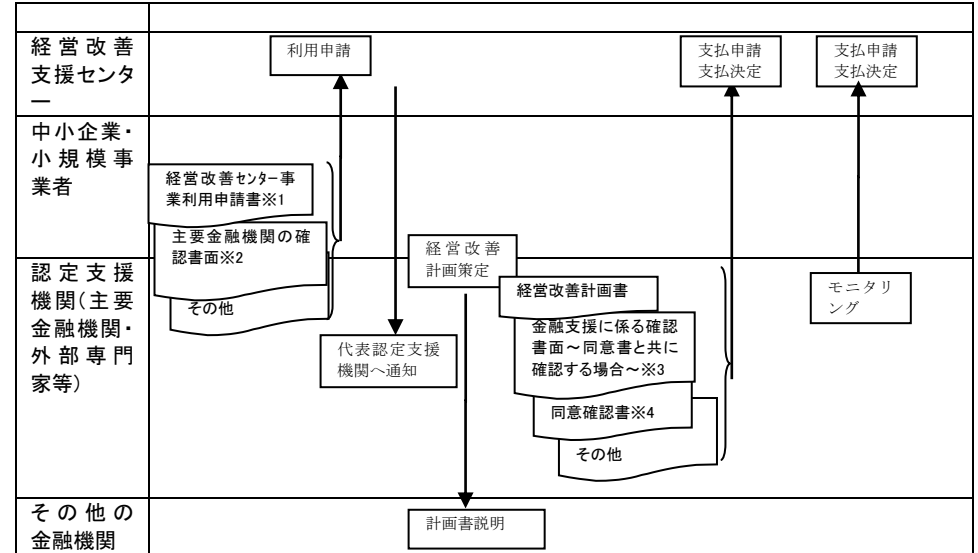
《金融支援の一例》

| 金融支援の内容 | | 具体的な手法等の例 |
|---------|------|--------------------------------|
| 条件変更等 | | 金利の減免、利息の支払猶予、元金の支払猶予、DDS、債権放棄 |
| 融資行為 | 借換融資 | 同額借換(事実上の借入期間の延長を含む)、債務の一本化 |
| | 新規融資 | 新規での貸付実行 |

ただし、融資行為のみを予定する場合には、支払申請の際、当該融資行為を実施する予定である金融機関から

- ・「申請者が財務上の問題を抱えている」
- ・「当該融資が、真に申請者の経営改善・事業再生に必要な範囲での融資である」旨の**金融支援に係る確認書**面の提出が求められます。

3. 支援を受けるための手続き(新規融資のみの場合の例)



- ※1 事業者は、経営改善計画策定支援をする認定支援機関と連名で提出
- ※2 認定支援機関に主要金融機関が含まれていない場合(日本政策金融公庫等)、経営改善計画策定支援について協力することの確認書面を提出(フォーム無し)
- ※3 金融支援内容に同意する旨、財務上の問題を抱えている旨、融資は経営改善に必要な範囲である旨等を記載し、銀行の支店長印等が必要。
- ※4 複数行と取引があり、新規融資を予定していない金融機関については、金融支援の内容が、新規融資等である場合、計画を説明した先の同意確認書(押印者は、事業者と認定支援機関。全ての金融機関を必要としない)を提出。

4. 医療法人(平成 27 年 2 月 5 日更新)

- ・支援対象事業者として「医療法人」を新たに支援対象として追加することとしました。
- ・なお、支援対象となる「医療法人」については、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人となります。

5. 費用

費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額(消費税を含む)は、原則として以下のとおりとしています。

| 中小企業の区分 | 企業規模 | 費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額(モニタリングを含む) |
|---------|-------------------------------|----------------------------------|
| 小規模 | 売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満 | 100万円以下(うちモニタリング費用は総額の1/2以下) |
| 中規模 | 売上10億円未満かつ有利子負債10億円未満(小規模を除く) | 200万円以下(うちモニタリング費用は総額の1/2以下) |
| 中堅規模 | 売上10億円以上または有利子負債10億円以上 | 300万円以下(うちモニタリング費用は総額の1/2以下) |

※平成25年7月10日以降、経営改善支援センターから受理通知を発行する申請案件が対象

(以上、中小企業庁 HP 等より抜粋・要約)